

## 第1期・第2期中期目標対比表

第1期 (H26.10～H31.3) H30.3 一部変更

第2期 (H31.4～H36.3) 案

## 前文

大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院及び大阪市立住吉市民病院(以下これらを「市民病院」という。)は、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な救急医療や小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療、災害医療などの政策医療や地域で不足する医療を提供するなど、地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、公的医療機関としての役割を果たしており、今後も、より効率的な病院運営を行ながら、市民に安心・安全な医療を提供していく必要がある。

一方、市民病院の経営形態については、外部委員からなる市民病院経営検討委員会の最終報告(平成19年1月)において、独立行政法人がもっとも望ましい選択肢と考えるとされたが、当時100億円を超える資金不足を抱えていたことなどから、地方独立行政法人に移行するまでの暫定的な取組として地方公営企業法の全部適用を導入し、抜本的な経営改善と経営基盤の強化を図り、そのうえで、資金不足の解消を一つの区切りとして再度経営形態に明確な結論を出すよう求められた。

その後、病院では、市民病院改革プランの取組などにより、収益の確保や費用の削減を図るとともに、従来の市の制度にとらわれない柔軟な人事・給与制度の運用などにも取り組んだ結果、長年の懸案であった資金不足についても改革プランの目標を2年前倒しする形で解消することができ、地方独立行政法人化に向けた課題が解消された状況となったことから、今後、より一層効率的・効果的な運営を図っていくことを目的として、地方独立行政法人大阪市立市民病院機構(以下「市民病院機構」という。)を設立することとした。

市民病院機構においては、地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、単年度ごとの短期的視点から長期的視点にたったうえで、意思決定の迅速化を図り、地域医療のニーズや診療報酬改定など医療環境の変化に迅速に対応すること、また、契約手法の見直しや価格交渉の徹底による経費の削減など、現行の公営企業の経営形態では困難であった、収入の確保と費用の削減に努め、引き続き、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療や地域で不足する医療を提供するなど、地域の医療機関と役割を分担しながら、中期計画の策定にあたっては、各病院の取組について、数値目標の設定を行い、進捗管理に努めるものとする。

## 第1 中期目標の期間

平成26年10月1日から平成31年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

## 第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市民病院機構は、大阪市の医療施策として求められる高度専門医療を提供するとともに、市域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、市民病院を運営すること。

市民病院は、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、機能強化に必要な施設整備などを計画的に進めること。

また、市域における医療水準の向上を図るため、地域の医療機関との連携・協力体制の強化等を図ること。さらに、患者や市民の目線に立ってその満足度が高められるよう、各病院において創意工夫に努めること。

病院名	基本的な機能
大阪市立総合医療センター	5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)への対応 救命救急医療、周産期医療、小児の高度専門医療、総合的がん医療、精神科合併症医療、感染症医療など高度・専門的医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪市立十三市民病院	結核医療を含む呼吸器医療の提供 地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療の提供(内科救急、小児・周産期医療など) これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪市立住吉市民病院	大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療及び小児二次救急医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修

## 1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

## (1) 市の医療施策推進における役割の発揮

## ① 各病院の役割に応じた医療施策の実施

市民病院は、保健医療行政を担当する市の機関と密接に連携・協力しながら、法令等に基づき実施が求められる医療、市の政策課題として担うべき医療、民間医療機関では対応が困難な政策医療など、各病院の特性に応じて市の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。

特に、法令改正や医療施策の動向などを踏まえ、取り組むべき医療施策を次とおり示す。

ア 国の医療計画に沿った5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神)及び4事業(救急医療、災害医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療)を中心として政策医療の充実を図ること。

イ 手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア医療を提供すること。

ウ 新型インフルエンザなどの新興感染症の集団発生等、大規模な感染症の発生時には、府・市の関係機関との連携を図り、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(新感染症法)に基づき一類及び二類感染症患者を受け入れるなど、円滑に対応すること。

エ 健康局における「あいりん地域を中心とした結核対策の拡充」により、結核入院患者の増加が見込まれることから積極的に受け入れを行うとともに、引き続き、合併症を有する結核患者の受け入れに対応すること。

オ 住吉市民病院については、大阪府市共同住吉母子医療センターへの小児・周産期医療の機能統合が実施されるまでは、大阪市南部基本保健医療圏で不足する小児・周産期医療を提供すること。なお、住吉市民病院廃止後は、同病院跡地における事業計画の動向を踏まえ、小児・周産期における一次医療に対応するために暫定的に診療所を設け、地元地域医療の確保に努めること。

## ② 診療機能の充実

各病院が市の医療施策における役割を着実に果たし、医療需要の質的・量的变化や新たな医療課題に適切に対応できるよう、診療機能の充実を図ること。

また、患者動向や医療需要の変化に即して、診療部門の充実や見直しなどを図ること。

## 前文

地方独立行政法人大阪市立市民病院機構(以下「市民病院機構」という。)は、平成26年度の法人設立以来、大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院及び大阪市立住吉市民病院(病院再編に伴い平成29年度末をもって廃止)を運営し、地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な救急医療や小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療、災害医療などの政策医療や地域で不足する医療を提供している。

市民病院機構の設立から平成30年度までの第1期中期目標期間においては、意思決定の迅速化と地域医療のニーズや診療報酬改定など医療環境の変化への迅速な対応など、地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限發揮し、本市の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきた。また、経営面においても、収入の確保と費用の削減に努め、中期計画を上回る収支改善を図っている。

新公立病院改革ガイドラインや第7次大阪府医療計画に示される地域医療構構に鑑み、今後も医療を取り巻く環境の変化が想定されるため、平成31年度からの第2期中期目標期間においては、大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院及び大阪市立住吉之江診療所(以下これらを「病院等」という。)は、医療機能の維持・向上を図り、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化に更に努め、引き続き安心・安全・納得の質の高い医療を提供し、市民の信頼に応えていく必要がある。

## 第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

## 第2 市民に提供する医療サービスの質の向上に関する事項

市民病院機構は、大阪市の医療施策として求められる医療を提供するとともに、市域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、病院等を運営すること。

また、地域の医療機関との連携・協力体制の強化等を図り、患者や市民の目標に立ってその満足度が高められるよう、各病院において創意工夫に努めること。

病院等は、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、機能強化に必要な施設整備などを計画的に進めること。

病院等名	基本的な機能
大阪市立総合医療センター	5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)への対応 救命救急医療、総合周産期母子医療センターとしての周産期医療、小児・周産期医療、精神科救急・合併症医療、第一種・第二種感染症指定医療機関としての感染症医療など高度・専門的医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪市立十三市民病院	・結核医療を含む呼吸器医療の提供 ・地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療の提供(内科救急、小児・周産期医療など) ・これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪市立住吉市民病院	・大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療及び小児二次救急医療 ・これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修

## 1 求められる医療の提供

## (1) 各病院等の役割に応じた医療施策の実施

病院等は、第1期中期目標期間に引き続き、地域医療構構を踏まえ、保健医療行政を担当する市の機関と密接に連携・協力しながら、法令等に基づき実施が求められる医療、市の政策課題として担うべき医療、民間医療機関では対応が困難な政策医療など、各病院等の特性に応じて市の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。

特に、病院等が重点的に取り組むべき医療施策を次のとおり示す。

① 各病院等がそれぞれの役割に応じ、採算性の面から民間医療機関では対応が困難な救急医療、小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療並びに災害医療など政策医療や地域で不足する医療など、市の医療施策に対し積極的に取り組むこと。

② がん医療では、手術、放射線治療及び薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア医療を提供すること。

③ 新型インフルエンザなどの新興感染症の集団発生等、大規模な感染症の発生時には、府・市の関係機関との連携を図り、市域の医療機関の先導的役割を担うこと。

④ 住吉市民病院跡地においては、事業計画の動向を踏まえ、小児・周産期における一次医療に対応するために暫定的に診療所を設け、地元地域医療の確保に努めること。

○医療機能等の概要表現を整理  
○住吉市民病院の括弧書きを修正(「病院再編に伴い」)

○地独に移行する目的や経過は削除し、第1期中期目標期間のトピックを掲載

○第2期の目標概要を表記  
○新公立病院改革ガイドライン(総務省)及び地域医療構構(府)を組み込み。  
○患者中心の医療の提供の観点から病院機能の維持・向上を前に入替え。

○表現を整理

○前文と重複する文節を削除

○表現を整理  
SCの小屋「の高度専門」医療...は文末の表現(高度・専門的医療)と重複するので削除

○住吉市民病院を住吉之江診療所に変更し医療機能を修正

○標題を変更

○章立て修正

○表現を整理

① 各病院等の役割に応じた医療施策の実施

病院等は、第1期中期目標期間に引き続き、地域医療構構を踏まえ、保健医療行政を担当する市の機関と密接に連携・協力しながら、法令等に基づき実施が求められる医療、市の政策課題として担うべき医療、民間医療機関では対応が困難な政策医療など、各病院等の特性に応じて市の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。

特に、病院等が重点的に取り組むべき医療施策を次のとおり示す。

① 各病院等がそれぞれの役割に応じ、採算性の面から民間医療機関では対応が困難な救急医療、小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療並びに災害医療など政策医療や地域で不足する医療など、市の医療施策に対し積極的に取り組むこと。

② がん医療では、手術、放射線治療及び薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア医療を提供すること。

③ 新型インフルエンザなどの新興感染症の集団発生等、大規模な感染症の発生時には、府・市の関係機関との連携を図り、市域の医療機関の先導的役割を担うこと。

○住吉市民病院の部を削除。診療所運営のみに修正

○前項に統合



① 事務部門等の専門性の向上  
事務部門等においては、病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められるところから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。  
② 業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入  
職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、医療現場の実情を踏まえつつ、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適切な運用に努めること。  
さらに、個々の職員の経験、職務能力、職責などの適正な評価に基づく給与制度の構築に努めること。  
③ 診療体制の強化及び人員配置の弾力化  
医療環境の変化や市民の医療ニーズに迅速に対応できるよう、勤務形態の多様化や各市民病院間の協力体制の整備を行い、診療科の再編や医療スタッフの配置を弾力的に行うこと。

(3) コンプライアンスの徹底  
市立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）及び大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づく実施機関として適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。また、業務の情報化に対応して、情報セキュリティ対策に努めること。

さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。

## 2 経営基盤の安定化

### (1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

中期目標等を着実に達成できるよう、PDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。

中期目標及び中期計画の枠の中で、弾力的な予算の編成と執行を行うとともに、各病院の業務改善を促すため、各病院の改善状況等を予算に反映させながら、効率的・効果的な業務運営に努めること。

### (2) 収入の確保

医療収益を確保するため、より多くの患者に効率的に高度専門医療を提供するとともに、診療報酬改定に対応して診療単価向上のための取組を行うこと。

また、病床利用率、新入院患者数など、収入確保につながる数値目標を設定すること。

さらに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

○前文にして表現を整理

### 2 経営基盤の安定化

医療機能や経営に対する指標と目標値を設定の上、月次で経営状況を把握し、改善策を実行するなど、効率的・効果的な業務運営に努めること。

○表現を整理

#### (1) 収入の確保

病院等の人的及び物的な資源を有効かつ効率的に活用し、診療報酬改定などの医療情勢の変化に迅速に対応するとともに、診療報酬の請求漏れを防止し減点対策に努め、堅実な未収金対策を講ずるなどして、確実に収入を確保すること。

○表現を整理

#### (2) 給与費比率の改善

給与費については、給与費比率の数値目標を設定し、職員配置の適正化等に努めること。

○項目を細分化して表現を整理

#### (3) 材料費比率の改善

材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。

#### (4) 経費比率の改善

経費については、経費比率の数値目標を設定し、民間の取組事項も参考にしながら、引き続き削減に取り組むこと。

〃

#### (5) 医業収支比率等の改善

医業収支比率、経常収支比率及び自己資本比率の数値目標を設定し、引き続き収支改善に取り組むこと。

〃  
○公立病院改革ガイドラインの内容を反映

### 3 財務内容の改善に関する事項

各病院等が公的な役割を果たしていくため、市民病院機構の経営基盤を一層強化し、安定した財務運営を行うこと。

運営費交付金については、地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準に基づき、定義づけされた政策医療に対する日常運営に関する補てん分と過去の投資に対する補てん分を明確にし、病院ごとに収入の確保及び費用の抑制を徹底して、引き続き経営改善に取り組み適正化に努めること。

○表現を整理

### (3) 費用の抑制

給与費については、給与費比率の数値目標を設定し、給与水準や職員配置の見直し、業務の委託等に努めること。

材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。

経費については、経費比率の数値目標を設定し、民間の取組事項を参考にしながら、引き続き削減に取り組むこと。

### 3 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 運営費負担金の削減

地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による運営費負担金によることはもちろんのこと、漫然とこれに頼るのではなく、収入確保並びに人件費をはじめ、すべてのコスト削減を徹底して経営努力に取り組み、その削減に努めること。

#### (2) 会計処理の明確化

3病院合計ではなく、各病院の経営収支を明確にした上で病院毎に適正な運営費負担金を投入するようにすること。

その際、政策医療に対する日常の運営に関する補填分と過去の過大な投資に対する補填分を明確にすること。

#### (3) 経営指標の設定

2(2)、(3)に関する指標に加え、自己資本比率及び医業収支比率について、数値目標を設定し、毎年度着実な進捗管理を図ること。

○第3-2-(5)へ

### 第4 その他業務運営に関する重要事項

市民病院構定款議決にあたっての附帯決議に鑑み、弘済院附属病院については、建替え整備などの課題整理を前提として、将来的に運営に係る関与を図ること。

住吉市民病院については、大阪府市統合本部によって示された方向性に沿つて、府立急性期・総合医療センターへの機能統合を進め、大阪府市共同住吉母子医療センターを設置し、大阪府域全体で最適となるように医療資源の有効活用を図ること。

### 第4 その他業務運営に関する重要事項

もと住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関して、市と公立大学法人大阪市立大学の検討内容及び整備計画を踏まえ連携を図ること。

○新病院基本構想への方針転換によるもの

大阪府市共同住吉母子医療センターの運営について、市と連携して毎年度検証すること。

○住吉母子C開設により内容を修正。

本市の市政改革の方針に基づき、大阪府・市病院機構の経営統合について検討を進めること。

○府の中期目標にも掲載